

## 第 4 0 号 議 案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 第 4 1 号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2) 社会教育の 関係者	たかき まゆみ 高木 真由美	福岡県教育庁北筑後教育事務所	令和3年10月1 日から 令和5年6月30 日まで

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R3.10.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) センターの利用者	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会
	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会
(2) 社会教育の関係者	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	くが あすか 空閑 明日香	久留米市小・中学校PTA連合協議会	くが あすか 空閑 明日香	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	さとう さちこ 佐藤 幸子	久留米市小・中学校PTA連合協議会	さとう さちこ 佐藤 幸子	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	いのうえ たいぞう 井上 泰三	久留米連合文化会	いのうえ たいぞう 井上 泰三	久留米連合文化会
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	ふじき わかこ 藤木 和歌子	久留米男女平等推進ネットワーク	ふじき わかこ 藤木 和歌子	久留米男女平等推進ネットワーク
	いしばし あつし 石橋 篤	福岡県教育庁北筑後教育事務所	※たかき まゆみ ※高木 真由美	福岡県教育庁北筑後教育事務所
(3) 学校教育の関係者	ひぐち よしこ 樋口 佳子	久留米市小学校長会	ひぐち よしこ 樋口 佳子	久留米市小学校長会
	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会
(4) 学識経験者	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員
	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会
(5) その他教育委員会が必要と認める者	さとう あい子 佐藤 あい子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	さとう あい子 佐藤 あい子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会

※は新任委員

○ 久留米市生涯学習センター条例（抜粋）

平成26年9月19日

久留米市条例第47号

（運営委員会の設置）

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潁生涯学習センター	久留米市三潁生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

○ 久留米市生涯学習センター運営委員会規則（抜粋）

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（定数）

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内

久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潁生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 2 号議案

財産（端末充電保管庫）の取得に係る意見の申出の臨時代理  
について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

財産（端末充電保管庫）の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。



財産（端末充電保管庫）の取得に係る意見の申出について

財産の取得について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

## 第 号議案

財産（端末充電保管庫）の取得について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

### 提案理由

学校における教育 I C T 環境整備のため、学習者及び指導者用コンピュータ端末を収納する端末充電保管庫を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年久留米市条例第 6 号）第 3 条の規定により市議会の議決を求めるものである。

財産（端末充電保管庫）の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

端末充電保管庫 137台

2 取得予定価格

901万1,860円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額819,260円）

3 取得年度

令和3年度

4 支払方法

一時払（令和3年度）

## 第43号議案 財産（端末充電保管庫）の取得について

### 1 趣旨

国のGIGAスクール構想に基づき、学校における教育ICT環境を整備するため、端末を収納する充電保管庫を取得するものです。

### 2 取得財産

端末充電保管庫 137台



### 3 取得予定価格

901万1,860円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 81万9,260円）

### 4 取得時期

令和3年11月30日までに納入予定

### 5 契約の相手方

コーワコンピュータ株式会社

## 第 4 3 号 議案

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の臨時休業の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたため、学校保健安全法第 2 0 条に基づき、学校の臨時休業を行うものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市  
立学校の臨時休業の臨時代理について

下記の期間について臨時休業を行うもの。

1 市立小学校

(1) 小学校

令和3年9月21日（火）から9月22日（水）まで

○学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日)

(法律第五十六号)

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

教育委員会後援事業等に関する報告

R3.8.17からR3.9.14受付分まで

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和3年9月19日(日)～ 10月26日(火) 9:00～18:00	第149回九州地区高等学校野球福岡大会	福岡県高等学校野球連盟	久留米市野球場	後援	体育スポーツ課
2	令和3年11月8日(月) 14:00～16:30	令和3年度福岡県中学校放送視聴覚研究大会筑後大会	福岡県中学校放送視聴覚研究会	なし	後援★	学校教育課
3	令和3年10月27日(水) 9:00～21:00、10月31日(日)9:00～16:00	「咲む」上映会開催	久留米市ろうあ協会	10月27日(水):えーるピア久留米 10月31日(日):北野生涯学習センター	後援	生涯学習推進課
4	令和3年12月3日(金)9:30～ 令和3年12月5日(日) 16:00	第30回日本盆栽青樹展	日本盆栽青樹展組織委員会	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課
5	令和3年11月21日(日) 9:30～17:30	令和3年度 民謡民舞 福岡県南部連合大会	公益財団法人日本民謡協会 福岡県南部連合委員会	文化センター共同ホール	後援	生涯学習推進課
6	①令和3年10月13日(水) 10:00～11:30 ②令和3年10月15日(金) 10:00～10:40 ③令和3年10月16日(土) 10:00～10:40 ④令和3年10月16日(土) 14:00～15:30 ⑤令和3年10月17日(日) 10:00～10:40 ⑥令和3年10月17日(日) 15:00～15:40	ワークショップ&講座「7ヶ国語で話そう」	ヒッポファミリークラブ西日本	①④久留米シティプラザ ②③⑤⑥ZOOMオンライン上	後援	生涯学習推進課
7	令和3年9月29日(水)、10月6日(水)、10月13日(水)、10月27日(水) 18:00～19:30	久留米大学公開講座「がんになったら知っておくべきこと」	久留米大学	ZOOM開催	後援	生涯学習推進課
8	令和3年12月7日(火) 13:00～12月12日(日) 15:30	創立115周年記念写真展	久留米光画会	久留米市美術館1階フロア全面	★後援	生涯学習推進課
9	令和3年12月5日(日) 13:00～15:00	子どもから大人のための天文学講座	久留米連合文化会「子どもから大人のための天文学講座」実行委員会	久留米シティプラザCボックス	後援	生涯学習推進課
10	令和3年12月12日(日) 10:00～16:30	ウィンターコンサートin城島	久留米連合文化会「ウィンターコンサートin城島」実行委員会	インガットホール	後援	生涯学習推進課
11	令和3年11月3日(土) 10:00～15:00	ハレルヤマルシェ くるっぱーく	NPO法人くるぶら	久留米百年公園 多目的広場	後援	学校教育課



令和3年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
塚本 弘道 議員	4 児童・生徒の通学路の安全対策について
吉武 憲治 議員	1 小・中学校の夏休み明け後のコロナ感染症対応策について （1）学校現場の感染者増を前提にした対応について（現在までの感染者数、感染者へのフォロー体制、学校・家庭・保健所との連携） （2）学校に配布予定の検査キットの取扱いについて （3）オンライン授業の進捗状況と通信環境について 2 学校事務補助職員について （1）学校事務補助職員の雇用形態と勤務形態について （2）学校事務補助職員の体制強化について
佐藤 晶二 議員	1 鳥獣被害対策について （2）上津小学校の安全対策 2 牛乳給食の紙パック使用と久留米市環境基本計画行動計画の「脱炭素社会」との整合性について
秋永 峰子 議員	3 貸与用ルーター貸出しに伴う通信費の支援について
小林 ときこ 議員	3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市立小・中学校における対応について （1）子供たちの安全と学びを保障する対応について

(教育部関係)

質問議員	質問内容
<個人>	
小林 ときこ 議員	3 市民スポーツの振興について （1）スポーツ政策の現状と課題について （2）スポーツ施設の充実について

(市民文化部関係)

## 個人

【質問議員】 塚本 弘道 議員

【質問要旨】 4 児童・生徒の通学路の安全対策について

【質問趣旨】 ①通学路安全対策の実施状況、課題は。  
②今回の緊急合同点検の結果を受けどのような対策を講じるのか。  
③危険ブロック塀等の安全対策の現状と今後の取組は。

【回答要旨】 1 通学路安全対策の実施状況と課題について

平成24年に全国的に登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受け、国・県・市の道路管理者や警察、市教育委員会が連携して、「久留米市通学路交通安全プログラム」による組織的・継続的な通学路の安全確保に取り組んでいます。

このプログラムにより、毎年度、各学校で危険箇所を調査しており、令和2年度までに601箇所の危険箇所を把握し、このうち467箇所で、路側帯のカラー舗装や歩道の整備等の安全対策を実施しています。

課題といたしましては、歩道整備や交差点改良などの抜本的な安全対策に時間を要する場合や、登下校の時間帯に車両の通行量が多く、交通マナーが十分に守られない場合があること等が挙げられます。

2 緊急合同点検の結果を受けた今後の対策について

本年度も5月に各学校で通学路の危険箇所を調査したところですが、6月の千葉県八街(やちまた)市の事故を受け、見通しが良くて車の速度が上がりやすい等の新たな視点から、7月に再調査を行いました。

これらの調査の結果、危険箇所として把握した93箇所のうち、緊急性の高い19箇所を選定し、例年の取組に加え、夏季休業期間中の緊急合同点検を実施したところ。

今後は、この点検結果を基に関係機関と連携し、対策内容の具体的検討及び安全対策の実施を進めていく予定です。

3 危険ブロック塀等の安全対策の現状と今後の取組について

各学校の調査では、これまでに546箇所の危険なブロック塀等を把握しています。

新たな危険箇所を把握した際には、関係部局に必要な対策を依頼するとともに、各学校では、児童生徒、保護者への注意喚起や、通学路の緊急点検、変更等の対応を行っています。

今後も関係部局と連携を密にし、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

## 2回目

【質問要旨】 4 児童・生徒の通学路の安全対策について

【質問趣旨】 ①児童生徒に対する交通安全教育の実施状況は。  
②通学路に草が生い茂り、児童生徒の通行を妨げている状況がある。この状況を市ではどう認識しているのか。

【回答要旨】 1 交通安全教育の実施状況について

各学校においては、警察や交通安全協会等と連携しながら、安全な登下校の仕方などの安全教育を実施しています。

今年度は、文部科学省より、地域全体で学校安全推進体制の構築を図り、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考に取る「学校安全総合支援事業」の指定を受け、上津小・青陵中校区をモデル校区として、更なる安全教育の充実に取り組んでいます。

具体的には、校区安全マップの作成や、学校安全に係る各種訓練等の在り方等の見直しに取り組み、次年度以降、その成果を市内の各学校に拡げていきたいと考えています。

## 2 通学路の状況の認識について

児童生徒の登下校の安全を確保するためには、見通しが確保されていること等通学路が適正な状態にあることはもちろん、道路交通環境や周辺の土地利用の変化に伴い、新たな危険箇所が発生した場合にいち早く対応することが必要であると認識しています。そのためには、学校での把握に加え、日常的に道路を利用されている保護者や地域の皆様からの情報も非常に重要となってまいります。

今後、さらに学校と連携し、PTAや地域の皆様への働きかけを行うとともに、道路管理者や警察と連携した通学路の安全対策をさらに進めてまいりたいと考えております。

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 1 小・中学校の夏休み明け後のコロナ感染症対応策について

(1) 学校現場の感染者増を前提にした対応について（現在までの感染者数、感染者へのフォロー体制、学校・家庭・保健所との連携）

【質問趣旨】 現在までの感染者数、感染者のフォロー体制、学校・家庭・保健所との連携を教えてください。

【回答要旨】 1 感染者数について

昨年度から先週末までに、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒は、小学校 116 名、中学校 77 名の計 193 名となっています。

## 2 感染者のフォロー体制について

感染した児童生徒へは、本人の療養の状況を踏まえつつ、本人・保護者と電話で連絡を取り合うことによって、健康状態の把握などに努めるとともに、担任等が教材や学習課題等を届け、それらを採点して返すなど、つながりを意識した学びの保障に努めています。

さらに、感染した児童生徒等に対する差別やいじめを防止するための指導についても、各学校に徹底をお願いしております。

## 3 学校・家庭・保健所との連携について

市教育委員会では、2学期の開始にあたり、学校での感染拡大を防止するため、家族や本人が体調不良であったりPCR検査を受ける場合は登校を控えるよう、メールや公式LINEなど様々な方法で、保護者に改めて要請しました。また、塾や習い事など児童生徒の学校外での活動についても、各団体等へ感染予防徹底の依頼文書を出したところです。また、学校で感染者が確認された場合は、学校内での感染拡大を防ぐため、疫学調査への積極的な協力を行うなど、保健所との連携を密にとり、迅速に対応できるよう努めています。

## 2回目

### 【質問要旨】

- 1 小・中学校の夏休み明け後のコロナ感染症対応策について  
(1) 学校現場の感染者増を前提にした対応について（現在までの感染者数、感染者へのフォロー体制、学校・家庭・保健所との連携）

### 【質問趣旨】

感染者への差別・偏見・いじめやいわゆるワクチン差別（ワクチンを接種していない人への差別）などにどのような取組をしているか、また今後の方針はあるか。

### 【回答要旨】

- 1 感染者等に関する偏見・差別について

学校においては、「感染者等への差別や偏見は絶対に許されないこと」「ウイルスについて正しく知り、人とつながることの大切さ」を実感できるような授業を実施し、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別の防止に努めてまいりました。

また、市教育委員会では、市立高校の生徒がデザインしたシンボルマークを缶バッジとして活用し、啓発活動も進めて参りました。

さらに、保護者に対しては、感染者を特定しない、うわさや偏見を鵜呑みにしないということを子どもたちに伝えていただくよう協力を要請し、学校や家庭と連携した取組に努めてきました。

- 2 ワクチン接種に関する偏見・差別について

現在、国そして久留米市においても、ワクチン接種を推進しています。しかし一方で、様々な理由によりワクチンを接種できない人や接種を望まない人もいます。

そのような状況を、児童生徒に十分に理解させることが大切であり、その上で「ワクチン接種をしていない人への偏見や差別は許されないこと」や「ワクチン接種の有無を聞いたり言わせたりしないこと」等の指導を行っているところです。

また、保護者に対しても同様の啓発をしていく必要があると考えております。

さらに、各学校において、ワクチン接種における不安や疑問を相談できる体制を整えています。

- 3 今後の取組について

今後も、ワクチン接種や感染者等に対する誹謗中傷や排除の防止に向けて、これまでの取組等を継続し、児童生徒の人権尊重に対する理解を深めてまいります。

### 【質問要旨】

- 1 小・中学校の夏休み明け後のコロナ感染症対応策について  
(2) 学校に配布予定の検査キットの取扱いについて

### 【質問趣旨】

学校に配布予定の検査キットについて、どのような場面での使用や取扱いを想定しているのか。

### 【回答要旨】

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キットを各小中学校等に対して、9月中旬以降に無償で配布することとしています。

この検査キットは、文部科学省の通知によりますと、基本的には教職員による使用が想定されており、出勤後に体調が悪くなったものの、直ちに医療機関を受診できない場合等に、本人の希望で使用できるものとされています。

また、小学校4年生以上の児童生徒が、登校後に体調が変調した場合等においての補完的な対応として使用することも考えられますが、その場合は、本人及び保護者の同意を得たうえで行うこととされています。

検査は、鼻腔検体を教職員自身が採取し、採取後15分から30分程度で結果が判明します。結果が陽性の場合は医療機関で受診、陰性の場合でも偽陰性の可能性があることから、体調不良が続く場合は、医療機関での受診を促すことになります。

検査キットの活用にあたっては、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員等の管理下で、本人が検査を行うこととされており、文部科学省が示す手引きなどを参考に、保健所や学校とも協議しながら使用のあり方について検討を行ってまいります。

【質問要旨】 1 小・中学校の夏休み明け後のコロナ感染症対応策について  
(3) オンライン授業の進捗状況と通信環境について

【質問趣旨】 オンライン授業は、どのような授業が行われているのか。また、Wi-Fi環境が整備されていない特別教室など今後の対応はどのようなのか。

【回答要旨】 1 オンライン授業の進捗状況について  
オンライン授業については、緊急事態宣言期間中の短縮授業における子どもの学びの保障のため、各学校において、下校後に市教育委員会より示した4つの授業モデルを参考に実施しています。

具体的には、

- ① オンラインで通常授業を配信する方法。
- ② オンラインで課題を共有した後、各自で学習活動を行い、再度、オンラインで成果を報告し合う方法。
- ③ 端末で調べ学習やドリル学習を行い、その成果をオンラインで報告し合う方法。
- ④ オンラインで配信された課題を学習し、その成果をデータで提出する方法。  
です。

これらを基本に、各学校で創意工夫し、オンライン授業に取り組んでいます。

2 特別教室の通信環境整備について

Wi-Fi環境については、現在、普通教室や職員室のほか、理科室と体育館に整備し、様々な教育活動で活用しています。

今後、各教室の使用頻度や取り組みたい内容等を整理し、整備の手法や費用なども考慮しながら、適切なWi-Fi環境を整備してまいります。

【質問要旨】 2 学校事務補助職員について  
(1) 学校事務補助職員の雇用形態と勤務形態について

【質問趣旨】 学校事務補助職員の雇用形態と勤務形態はどのようなになっているか。

【回答要旨】 1 学校事務補助職員について  
各学校には、県費負担の学校事務職員が1名、大規模校には2名ずつ配置され、教材や備品などの購入や在庫管理、教職員の給与及び旅費の支給に関する事務、校納金の徴収管理、児童生徒の転入転出手続などの事務を担っております。  
学校事務補助職員は、そのような大量かつ多岐に渡る事務を補助し、学校事務職員をサポートすることによって、円滑な事務処理を確保するために市が配置し

ております。

2 雇用及び勤務形態について

市教育委員会では、各校1名、大規模校には2名の学校事務補助職員を配置しており、本市の会計年度任用職員制度に則り、賃金は時給951円で、任用期間は最長1年間で、再度の任用を2回まで行うことができます。

勤務時間は1週当たり15時間で、各種事務の補助業務や電話対応などを担っています。

【質問要旨】

2 学校事務補助職員について

(2) 学校事務補助職員の体制強化について

【質問趣旨】

P T Aの事務を行うP T A雇用による事務職員をなくすために、市費の学校事務補助職員の勤務時間を増やすべきではないか

【回答要旨】

1 基本的な考え方について

P T Aは、子どもたちの健やかな成長のために、学校と家庭、地域社会がお互いに協力し合い、様々な活動を行う、学校とは別個の団体です。

そのため、P T A事務は学校事務とは異なるものであり、P T Aに関する事務を処理するために、P T Aが費用を負担することは差し支えないものであると考えております。

2 P T A雇用の現状と今後の対応について

現在、市立小中学校のうち18校で、合計27名の事務職員がP T Aの費用負担により1週間当たり平均5時間程度勤務しており、いずれもP T Aの承認を受けて、P T Aに関する事務に従事されています。

学校事務補助職員の勤務時間数の増加につきましては、現在の財政状況を鑑みますと大変厳しいと認識しております。

市教育委員会としましては、教頭をはじめとする教員の負担軽減と厳しい財政状況を踏まえ、今後も、P T Aとの協力関係のもと、円滑な学校運営に努めてまいりたいと考えております。

2回目

【質問要旨】

2 学校事務補助職員について

(2) 学校事務補助職員の体制強化について

【質問趣旨】

学校事務補助職員の募集を学校が実施すると守秘義務が心配になるため、市での一括公募に変更すべきではないか

【回答要旨】

1 学校事務補助職員の採用について

学校事務補助職員の採用については、市の制度を踏まえて、学校単位で募集し、校長等が応募書類や面接により選考しております。

職務上、児童生徒の個人情報に触れることから、守秘義務については、採用時だけでなく、定期的に指導や研修を行い、その遵守に努めております。

2 今後の対応について

学校事務補助職員の採用にあたっては、週15時間という短い勤務時間の条件で有為な人材を確保する必要があり、一方で、学校司書と違い、資格を条件とする必要はありません。

このため、学校事務補助職員の選考は、市での一括公募よりも、現在のように校長の裁量に任せる方が、円滑な人材確保と自律的な学校運営につながるのではないかと認識しております。

今後とも、個人情報の保護が学校に対する信用につながることを念頭に置き、学校事務補助職員を始めとする全ての教職員の服務指導の徹底に努めてまいります。

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 1 鳥獣被害対策について  
(2) 上津小学校の安全対策

【質問趣旨】 上津小学校については、鳥獣対策として門扉やフェンスの設置を急ぐ必要があると考えている。どのように取り組まれているのか。

【回答要旨】 1 現状について

ご指摘の上津小学校については、令和2年度において、高良台演習場等に生息するイノシシの出没情報が複数回寄せられ、関係部局との連携や地域の皆様のご協力による見守りなど安全対策に努めてきたところです。

このような中、門扉やフェンスの設置については、防犯上の観点からも必要性や有効性について認識しているところです。しかしながら、敷地北側の国道3号線沿いに3箇所、敷地西側の県道沿いに2箇所、敷地東側の上津校区コミュニティセンター側1箇所の合計6箇所が未整備となっております。上津小学校は、敷地の周囲や敷地内には高低差があり、道路からの入り口が階段や急勾配のスロープとなっているなど課題も多く、これまで、施工方法等の検討に時間を要してきましたところ。

2 今後について

今後につきましては、敷地の特性による課題もございますが、学校の要望やご意見等を伺いながら、箇所毎の特性を踏まえ、具体的な整備手法や優先順位などを整理し、児童の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

## 2回目

【質問要旨】 1 鳥獣被害対策について  
(2) 上津小学校の安全対策

【質問趣旨】 子どもたちや地域の安全は最優先であるにもかかわらず、門扉・フェンスの設置を先送りしているように思えるが、どう考えているのか。

【回答要旨】 上津小学校周辺の状態を見計らいながら、教育委員会、並びに市長部局とも連携しながら、現場の状態に合わせて計画を行い、速やかに実行していきたいと考えています。

【質問要旨】 2 牛乳給食の紙パック使用と久留米市環境基本計画行動計画の「脱炭素社会」との整合性について

【質問趣旨】 環境の視点から、給食牛乳の紙パックの使用について、環境基本計画・同行動計画との整合性をどう考えているか。

【回答要旨】 1 環境基本計画との整合性

「第三次久留米市環境基本計画」及び「行動計画」では、脱炭素社会の構築に向け、温室効果ガス排出量の削減や市民・事業者との協働による環境配慮活動の

促進等に取り組むとされております。

ご指摘の、給食牛乳の紙パックにつきましては、現在、焼却処分という点では、焼却時のCO2排出、環境教育・環境配慮活動の浸透という点で課題があると認識しております。

## 2 これまでの取組み

市教育委員会では、リユースの観点から瓶の継続を強く要望しましたが、令和3年4月以降は、これまで福岡県内で瓶牛乳を供給していた事業者も瓶牛乳の製造から撤退したことにより、福岡県内全ての自治体が紙パックによる牛乳の供給となっております。

このため、紙パックのリサイクルについて、改めて中核市調査を実施するとともに、近隣自治体への視察などを行ったところです。

## 3 今後の対応

今後につきましては、モデル校での試行的なリサイクルの検討を進めるなど、市教育委員会といたしましても、「第三次久留米市環境基本計画」及び「行動計画」の脱炭素社会の構築に向け、関係部局と連携しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

## 2回目

【質問要旨】 2 牛乳給食の紙パック使用と久留米市環境基本計画行動計画の「脱炭素社会」との整合性について

【質問趣旨】 牛乳パックの焼却について、教員にどのように伝えているのか。

【回答要旨】 牛乳紙パックにつきましては、市教育委員会から、各学校には、校長会等を通じて焼却処分に至った経緯や理由等について説明したところです。その中で、子どもたちに一律に説明を行っていただきたいという要請は行っておりません。

子どもたちに対する説明は、ご指摘のとおり難しい面があり、丁寧な説明が求められると思いますが、各学校の授業や教育活動の中で、現在の状況を必要に応じて説明してもらえるものと認識しています。

市内の小中学校では、周りの自然や生き物、そして、ごみの分別など、身近な環境問題を学ぶことを通して、積極的に社会に関わろうとする子どもの育成に努めています。

今後、持続可能な社会づくりがますます重要になってきます。今後も市議会のご意見をいただきながら、また、関係部局や学校、そして、保護者のご意見、協力をいただきながら、リサイクルに向けた具体的な検討を含め、環境教育の取組をしっかりと進めていきたいと思っております。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 3 貸与用ルーター貸出しに伴う通信費の支援について

【質問趣旨】 貸与用ルータの契約料はいくらになるのか。就学援助で支援しないのであれば、契約に係る費用だけでも支援すべきではないか。

【回答要旨】 現在、端末やスマートフォンなどを使ったインターネットは日常的な通信手段として幅広く利用されており、5月の調査結果によりますと、ご家庭の約9割は、Wi-Fi環境が整っていました。



このような状況を踏まえると、Wi-Fi 環境がないご家庭のみ通信費を市が負担すると、既に Wi-Fi 環境があるご家庭との不平等が生じることから、通信費については、保護者の負担が基本であると認識しているところです。

そもそも、Wi-Fi ルーターを貸出して通信費が発生した場合、学習のための端末利用か、ゲーム等娯楽なのかを判別することは困難です。ゲームのための通信費を市が負担することは、市民の納得がいくものか甚だ疑問であります。

また、Wi-Fi 環境が整っていない理由をご家庭により様々なようですので、今後は、子どもの学びのため、ご家庭における Wi-Fi 環境の必要性をご理解いただくと共に、学習用で安全な通信サービスを紹介するなどして働きかけてまいります。

## 2回目

### 【質問要旨】

3 貸与用ルーター貸出しに伴う通信費の支援について

### 【質問趣旨】

就学援助受給者の中に経済的理由でネット環境がない家庭の調査はされたのか。また、その世帯数は。ネット環境がない家庭の生徒に対し、このままの状態でも G I G A スクールを進めていくのか。

### 【回答要旨】

小学校4年生以上で、Wi-Fi 環境がある家庭が 93.2%、ない家庭が 6.8%です。  
現在、生活保護受給世帯に対しては、ルーター本体の購入費や通信費について教材費として支給しています。

就学援助を受給している家庭も含めた Wi-Fi 環境がない家庭には、ルーターを貸出し、その通信費はご家庭の負担となりますが、学習用として安心して契約できるプランを紹介しております。

また、学校がコロナ禍により短縮授業や長期の休校等の場合でも、Wi-Fi 環境のある教室を開放するなどの対策を行っているところです。

G I G A スクールに関わる通信費の支援については、全国的な課題となっており、様々な機会を通して国や県に対して要望すると共に、国の動向を注視しながら、検討してまいります。

### 【質問議員】

小林 ときこ 議員

### 【質問要旨】

3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市立小・中学校における対応について  
(1) 子供たちの安全と学びを保障する対応について

### 【質問趣旨】

8月30日に示されたオンライン授業の実施と短縮授業延長について、その経緯を伺いたい。また、自主的に学校を休む子どもがオンライン授業を受けることで出席扱いにできないか伺います。

### 【回答要旨】

1 短縮授業の延長の経緯について

今回、8月30日に、短縮授業の延長とオンライン授業等の実施の方針を出させていただきました。

8月末までの短縮授業は、感染状況を見ながらの助走期間という位置づけでしたが、9月以降の対応は、今後も感染拡大が懸念される緊急事態宣言の中で、感染対策と学びの保障とのバランスをどうしていくのかという基本的な整理を行う必要がありました。

また、国・県からの通知や、近隣自治体の対応の確認、さらには、オンライン授業等の方法について、校長会との協議・調整の時間も必要でした。

市教育委員会としましては、こうした判断に至った経過や理由等について、校長や保護者に丁寧に説明する必要があったと受け止めております。

## 2 オンライン授業等の実施について

久留米市では、5月の緊急事態宣言以降、Chrome bookの持ち帰りの試行やオンライン授業等の職員研修を行ってまいりました。

そのような中、デルタ株の強い感染力を踏まえた一斉休業等の事態にも備え、短縮授業期間を活用し、全校でのオンライン授業等を実施することとしました。

現在、各学校では、それぞれの状況に応じて、様々な工夫を加えながら、実施されています。

なお、感染不安で休んでいる児童生徒が、この間行うオンライン授業等に参加した場合は、出席として取り扱うこととしております。

## 2回目

【質問要旨】 3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市立小・中学校における対応について  
(1) 子供たちの安全と学びを保障する対応について

【質問趣旨】 緊急事態宣言解除後の学校行事等の考え方について伺いたい。実施に当たっては児童生徒とも議論をすべきではないか。また、検査対象者の特定に関する市教育委員会と保健所との連携について伺いたい。

【回答要旨】 1 緊急事態宣言解除後の学校行事等について  
市教育委員会では、緊急事態宣言解除後の修学旅行等の学校行事や部活動については、十分な感染対策を行った上で、原則実施する方向で考えております。しかし、感染状況や学校の規模、行事の時期など、学校により状況が異なっております。  
今後、校長会とも協議してまいります。基本的には、市教育委員会が示す方針の枠の中で、各学校の状況に応じた判断がなされるものと考えております。  
また、学校行事等や部活動の内容については、児童生徒の感染防止に向けた主体的な行動につなげるためにも、どのような行事や活動が行えるのかを、児童生徒と共に考え、工夫していくよう学校に働きかけてまいります。

## 2 感染拡大防止のための保健所との連携について

久留米市は中核市として市単独で保健所を設置していることから、これまでも市教育委員会は、保健所と密に連携をとりながら、学校における疫学調査等の時間短縮に努めています。

具体的には、保健所の指導を受け、出席簿や時間割、座席表などについて、市教育委員会が学校から即時に情報収集し、保健所に提供しています。また、保健所が特定したPCR検査対象者の保護者への連絡は、学校が代行して行うなど、保健所と連携し、効率的な対応に努めています。

濃厚接触者等をいち早く特定すること、また、予防的措置として学級閉鎖等を行うことは、感染拡大の防止に極めて有効であると考えており、今後も、積極的に保健所と連携し、学校における感染拡大の防止に努めてまいります。

【質問議員】 小林 ときこ 議員

【質問要旨】 1. 市民スポーツの振興について  
(1) スポーツ政策の現状と課題について

【質問趣旨】 市のスポーツ振興の基本的な考え方についてお尋ねします。また、市民意識調査から見えるスポーツ分野の現状と課題を伺いたい。

【回答要旨】 1 スポーツ振興の基本的な考え方  
久留米市では、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」を基本理念に、スポーツを活かしたまちづくりを推進しており、市民が年齢・性別・障害の有無に関わらず、生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、市民スポーツの振興に取り組んでおります。

## 2 現状と課題

その中で、令和元年度に実施した市民意識調査では、男女別の週1回以上のスポーツ・運動実施率は、男性64%、女性33%であり、男女差が大きい状況にあります。年齢別には、20歳代から30歳代などの若い世代が、ほかの世代と比べ低い実施率となっております。

運動やスポーツができなかった理由として、「仕事や家事が忙しい」との回答が最も多く、時間的な余裕が取りづらい若い世代や女性が、スポーツに触れ合う機会が少ないといった課題があげられます。また、「市に力を入れてほしいこと」として「初心者向けの教室を増やす」との回答が多いことから、運動やスポーツを始めるきっかけとなるメニューの充実を図ることが重要と認識しております。

## 2回目

【質問要旨】 1. 市民スポーツの振興について  
(1) スポーツ政策の現状と課題について

【質問趣旨】 市民意識調査から見える課題について、今後、どのような対策を考えているのか。

【回答要旨】 市民意識調査の結果から、運動実施率の低い若い世代や女性などに対し、運動機会の充実を図る必要があると考えております。

そのため、少しでも空いた時間に運動・スポーツに触れ合い、関心を持ってもらうための運動習慣づくり事業の実施や、初心者に向けた教室等についても充実させていきたいと考えております。

また、激しいスポーツはできなくとも、散歩する、自転車に乗る、ジョギングをするとといったことで、体を動かす習慣がつくような環境づくりも重要と考えております。

今後、さらに各種競技団体、指定管理者、スポーツ推進委員や地域の総合型スポーツクラブなどと連携して取り組んでまいります。

【質問要旨】 1. 市民スポーツの振興について  
(2) スポーツ施設の充実について

【質問趣旨】 合併以降のスポーツ施設数は、どのように推移しているか。なお、サッカーができる施設が少なく、要望等もあるということだが、サッカー場を設置することはできないのか。何か対応していることがあれば教えてほしい。

**【回答要旨】**

## 1 合併以降のスポーツ施設数

合併以降のスポーツ施設につきましては、みづま総合体育館、東部運動公園、山本運動広場などの新設や、荘島体育館、久留米アリーナの武道場・弓道場をリニューアルした一方で、老朽化や施設の統廃合などの理由により、北野体育センター体育館や田主丸柳瀬サッカーコートを閉鎖しており、当時と比べ、スポーツ施設につきましては、若干増えている状況です。

## 2 サッカーに関する要望への対応

また、「サッカー専用のグラウンドを新規整備してほしい」との要望がございますが、整備・維持管理に多額の費用が必要になることから、現時点では、新規整備につきましては、非常に厳しいと考えております。

このようなことから、サッカー利用が可能なグラウンドや、多目的広場、河川敷などの活用をお願いしているところでございます。

サッカーは、世界で最も人気があるスポーツのひとつであり、プロサッカー選手に憧れて、サッカーを始める子供も多いと思っています。サッカーグラウンドだけでなく、どこでもボールがあれば楽しめるのもサッカーの魅力ではないかと思っています。

**2回目****【質問要旨】**

## 1. 市民スポーツの振興について

## (2) スポーツ施設の充実について

**【質問趣旨】**

国としては、公共施設の削減の考えを持っていると聞いているが、久留米市として、スポーツ施設については、どのように考えているのか。

**【回答要旨】**

## 1 国の方針

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等による公共施設の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、国は、財政負担の軽減や公共施設の最適な配置など、総合的かつ計画的な公共施設の管理を推進しています。

## 2 市の方針

久留米市におきましても、厳しい行財政環境の下、公共施設の老朽化や少子高齢化に伴う社会環境の変化などの課題を踏まえ、長期的な視点をもって、体育施設を含めた市全体の公共施設を適切に管理するため、平成28年1月に「久留米市公共施設総合管理基本計画」を策定しております。

市域全体のバランスや利用状況等を考慮し、慎重に検討してまいります。

私は体を動かしスポーツをすることが好きなほうですが、職業柄まとまった時間がなく、スポーツ施設に行かなくてもできるスポーツを楽しんでいます。

ジョギング、サイクリング、ストレッチ、ウォーキング、ダンスなど、市民の皆様が家の近くで、大いに楽しんでおられる事実があることもお伝えさせていただきたいと思います。

## 東京2020パラリンピック競技大会における 久留米市ゆかりの出場者の成績報告について

### 1 概要

東京2020パラリンピック競技大会における久留米市にゆかりのある出場選手の成績について報告するもの。

### 2 大会日程

令和3年8月24日（火）～9月5日（日）

### 3 出場選手及び大会成績

氏名	競技種目	結果
田中 光哉 【テコンドー】	男子K44 61kg級	9位

## 久留米特別支援学校に係る損害賠償事件について

### 1 これまでの経過

日時	概要
H24. 09. 26	事故発生
H26. 12. 19	本人及び保護者より、市へ1億5,328万7,627円、日本スポーツ振興センターに3,770万円の損害賠償を求めて提訴
H30. 08. 10	第1審判決（福岡地裁久留米支部）
R02. 07. 06	控訴審判決（福岡高裁）
R02. 10. 20	久留米市、原告とも最高裁へ上告

### 2 控訴審の内容

#### (1) 市の主張が認められたもの

- ① 事故当日の担任の行動や判断について、安全配慮義務違反は認められない。
- ② 誤嚥窒息の発生時について、担任が時間を費やした状況は認められず、マニュアルや訓練のとおりに行動しているため、救護義務違反は認められない。

#### (2) 市の主張が退けられたもの

- ① 学校が保護者に提供すべき情報は、医学的な専門知識ではなく、教員が認識していた事情（医療的ケアの必要性）であり、合理的な理由もなく情報提供や説明を怠ったことは説明義務に反する。
- ② 学校が吸入を含む医療的ケアの必要性について、保護者に情報提供と説明を行っていれば、保護者は医療的ケアの申請をしていた可能性が高いため、説明義務違反と重篤な後遺障害との間に因果関係がある。

#### (3) 損害賠償

生徒は介護施設で医療的ケアを利用しており、保護者が医療的ケアの利用について学校に確認すれば医療的ケアが行われた可能性が高かったことを考慮し、久留米市に対して損害賠償を命じる。(3,860万2,200円)

### 3 上告審の決定

令和3年9月14日に、本件上告を棄却する決定が行われ、15日に市代理人弁護士宛てに送達されたことから、控訴審判決が確定することとなりました。

**令和3年度全国学力・学習状況調査及び  
久留米市学力・生活実態調査の結果について**

**I 全国学力・学習状況調査**

**1 調査概要**

実施日 令和3年5月27日  
 対象 小学校6年生（国語・算数）・中学校3年生（国語・数学）  
 備考 昨年度、学力調査は中止、生活実態調査は参考実施

**2 結果について**

	小学校		中学校	
	国語	算数	国語	数学
全国平均正答率 A	64.7	70.2	64.6	57.2
福岡県平均正答率	66	70	65	58
久留米市平均正答率 B	64	69	62	55
達成度 (※)	97.8	98.2	95.6	95.6
全国との差 (R3) C (B-A)	▲0.7	▲1.2	▲2.6	▲2.2
全国との差 (R1) D	+0.2	▲1.6	▲2.8	▲3.8
全国との差の推移 E (C-D)	↓ 0.9	↑ 0.4	↑ 0.2	↑ 1.6

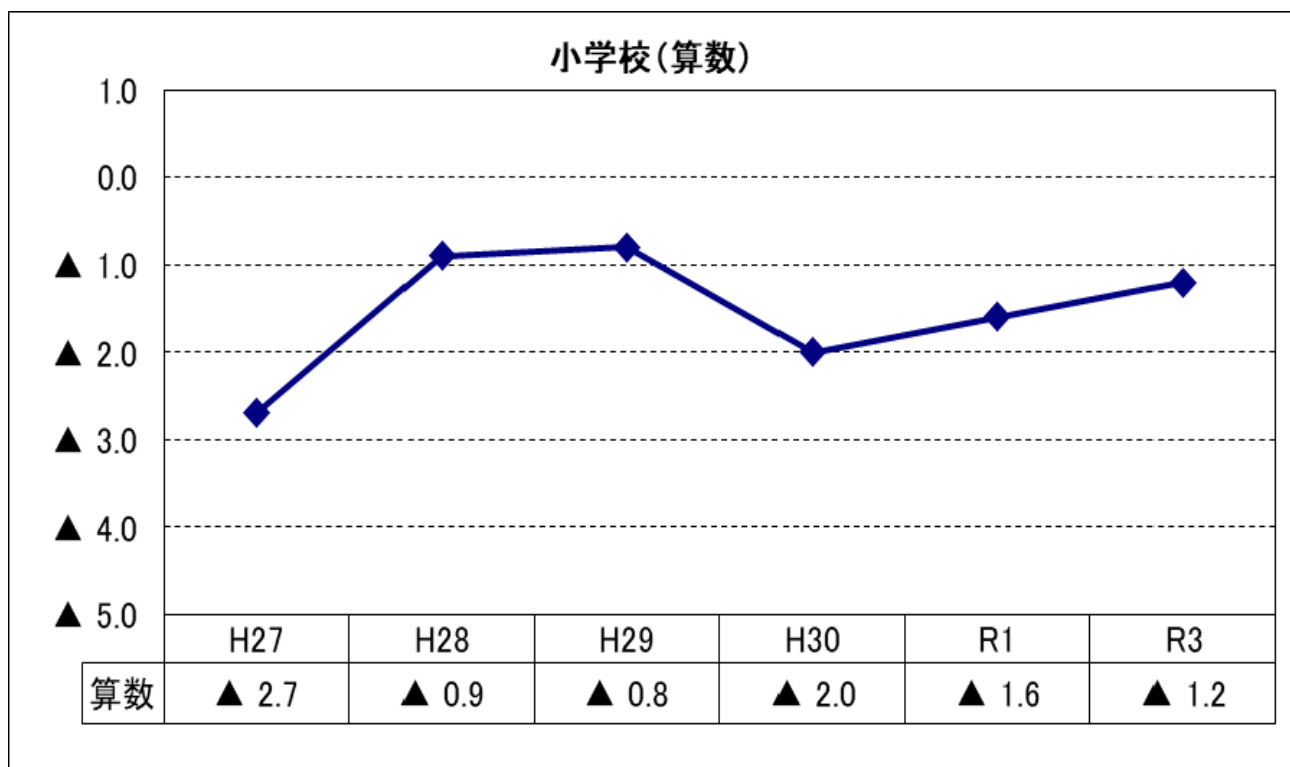
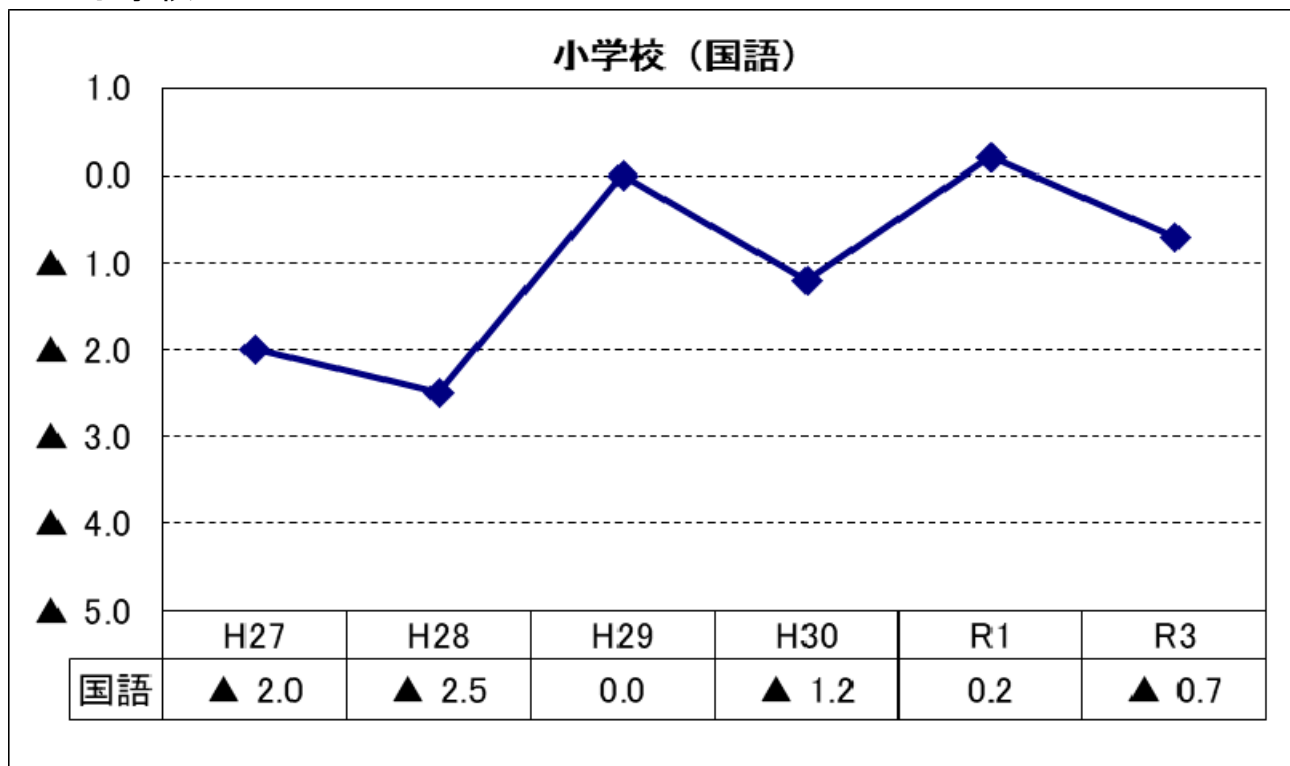
※ 達成度は、市の平均正答数÷全国の平均正答数×100で算出。

**【結果からわかること】**

- 小・中学校ともに、全国平均に届かなかったが、小学校の国語以外で全国との差が縮まった。
- 記述式の問題は、市全体で正答率が低く、選択式の問題に比べ、無解答の割合が高い傾向があった。

### 3 全国との差の推移

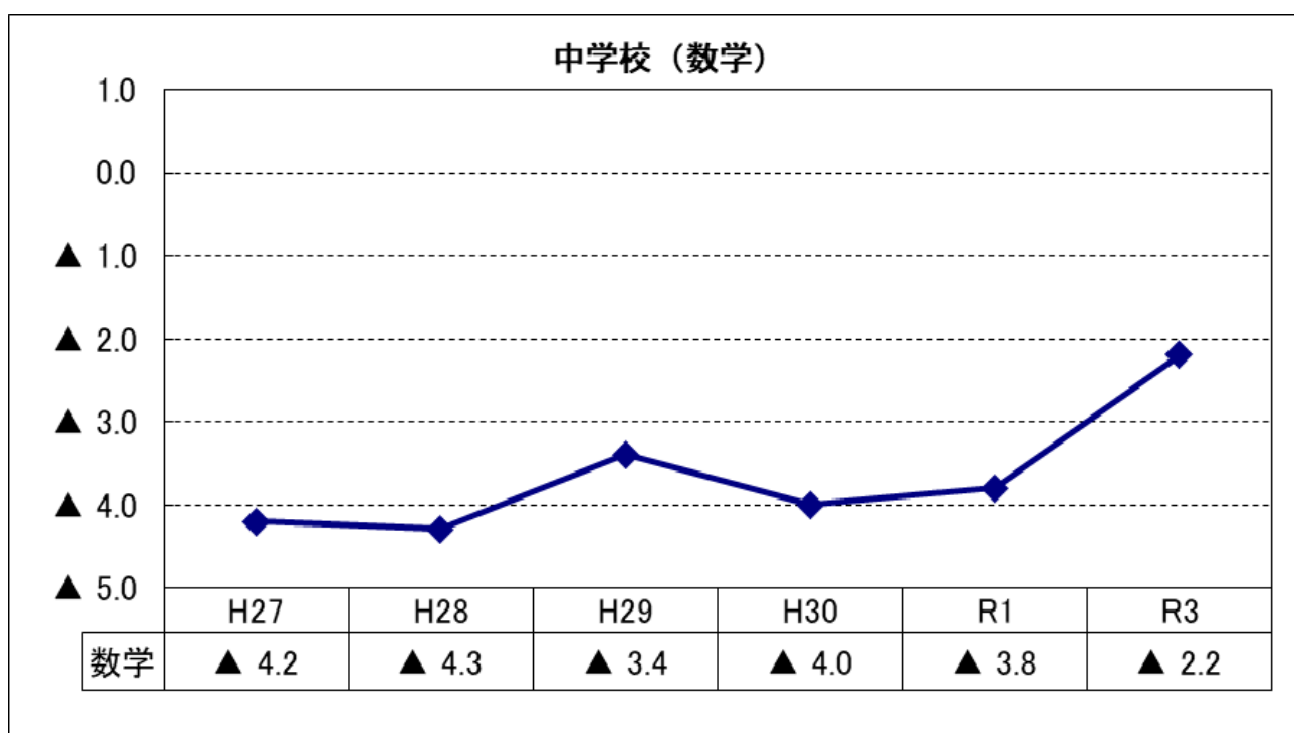
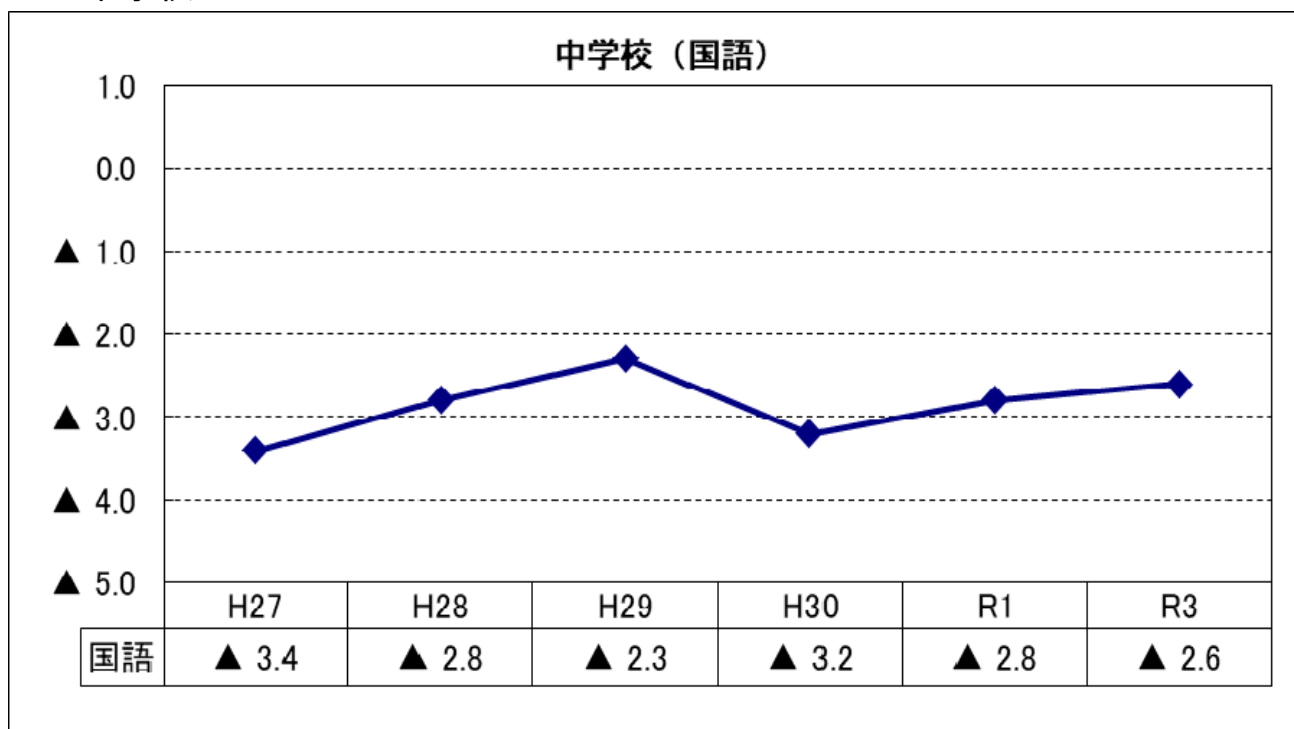
#### 小学校



- 国語は年度により差がみられ、算数は直近4年間で徐々に全国平均との差を縮めている。国語は、複数の文章資料を関連させて記述する問題の正答率が、全国平均よりも低い。



## 中学校



○ 国語・数学ともに、直近4年間で徐々に全国平均との差を縮めている。特に数学に課題が見られる学校を市と県で協働して訪問し、学力低位層の生徒について、補充学習や調査問題の活用に焦点化して取組を行ったことが、改善につながっていると考える。

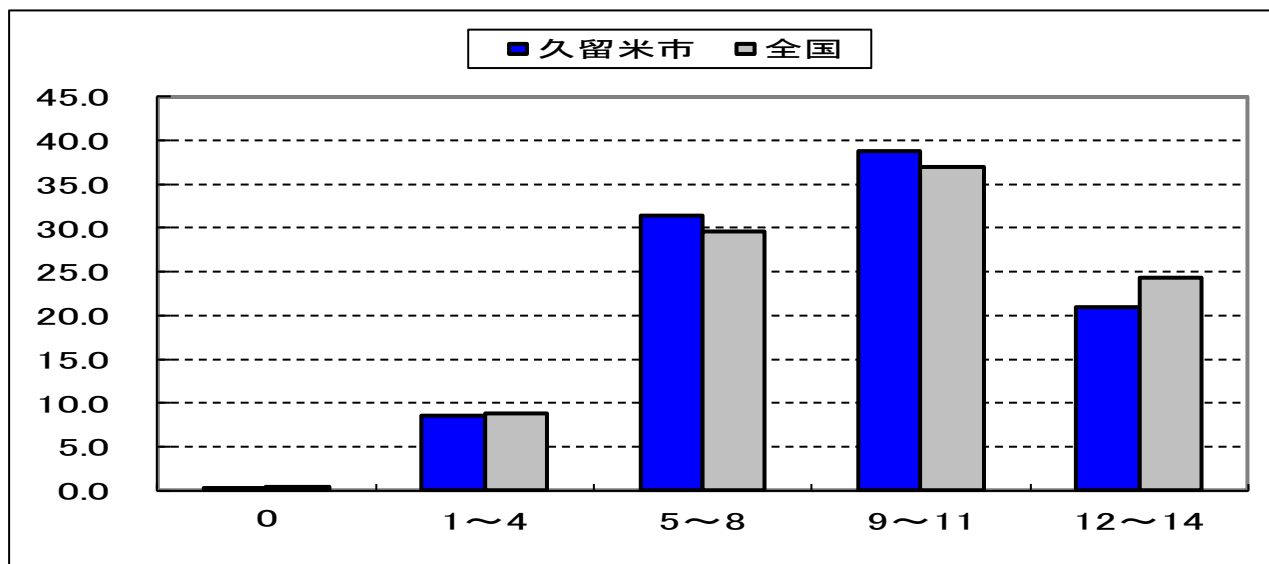
※ 平成27～30年度の数值は、各教科がA区分とB区分に分かれていたものの平均値。

## 4 正答数別の児童生徒の分布割合

### 小学校

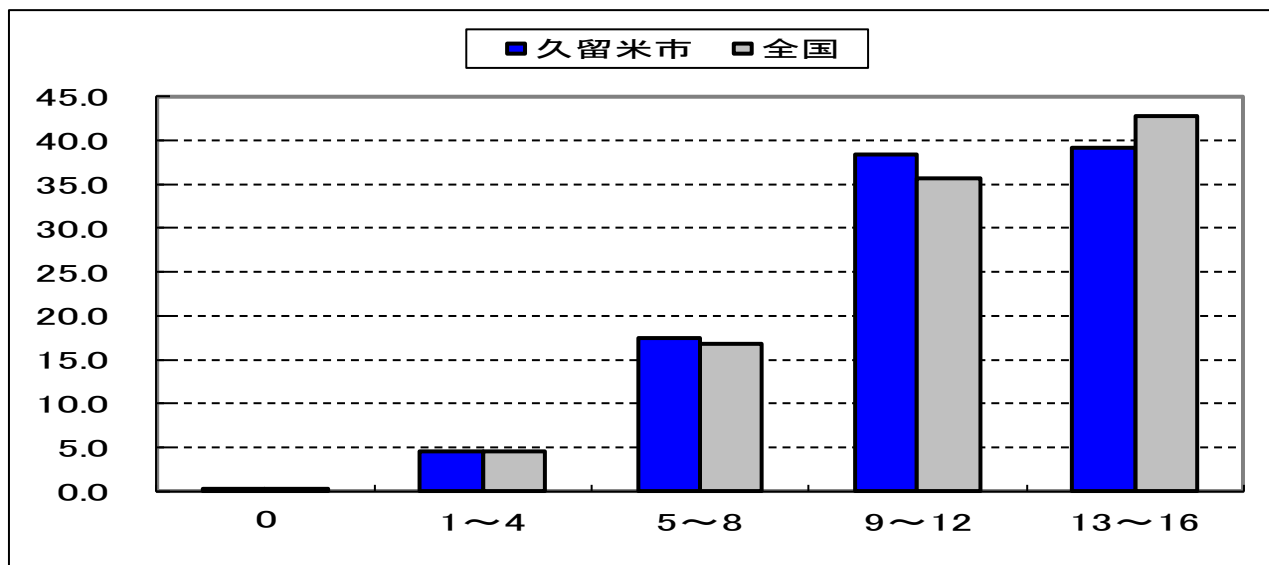
#### 国語（14問）

正答数	0	1～4	5～8	9～11	12～14
久留米市	0.3	8.6	31.4	38.7	21.0
全国	0.4	8.8	29.6	36.9	24.3



#### 算数（16問）

正答数	0	1～4	5～8	9～12	13～16
久留米市	0.3	4.6	17.5	38.4	39.1
全国	0.3	4.5	16.8	35.7	42.8

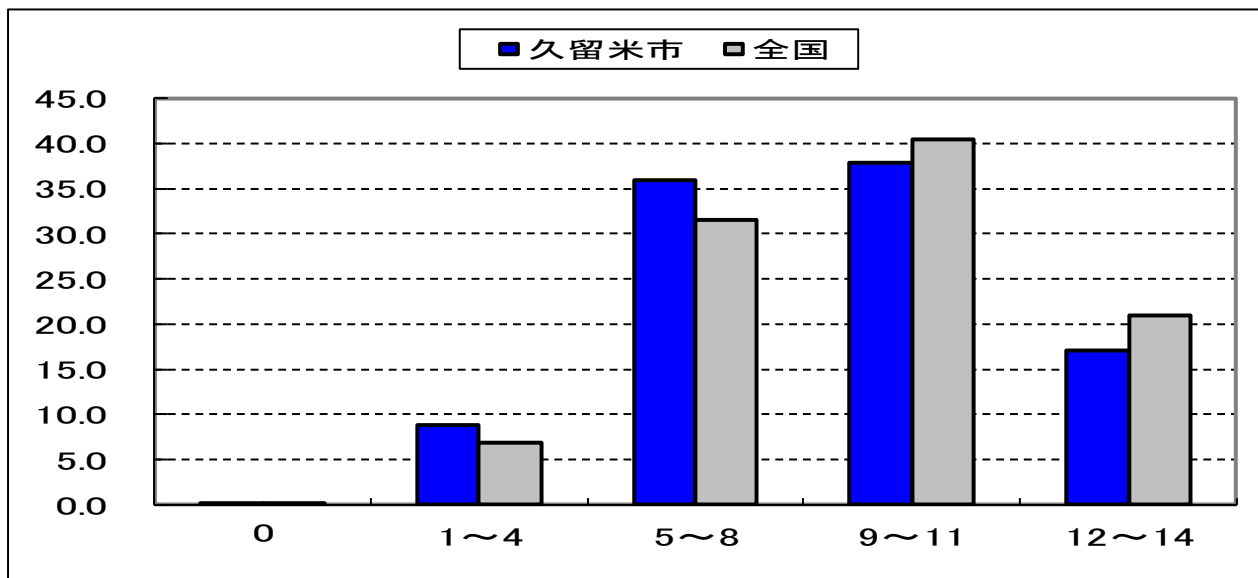


- 国語の「5～8問正答」「9～11問正答」の割合、算数の「5～8問正答」「9～12問正答」の分布割合が全国の分布割合を上回り、無正答の割合は国語で全国を下回った。国語・算数ともに、全国の分布割合と比べて、正答数の中低位層で分布割合が高くなっている。

## 中学校

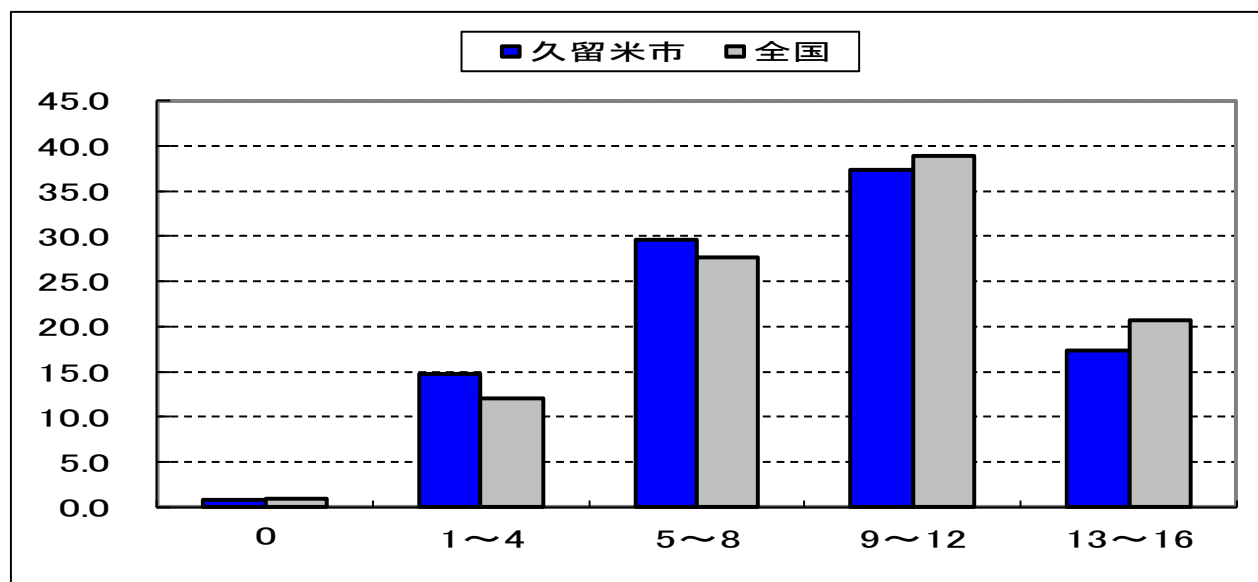
### 国語（14問）

正答数	0	1～4	5～8	9～11	12～14
久留米市	0.2	8.8	35.9	37.9	17.1
全国	0.2	6.9	31.5	40.4	20.9



### 数学（16問）

正答数	0	1～4	5～8	9～12	13～16
久留米市	0.8	14.7	29.6	37.4	17.4
全国	0.9	12.1	27.6	38.9	20.7

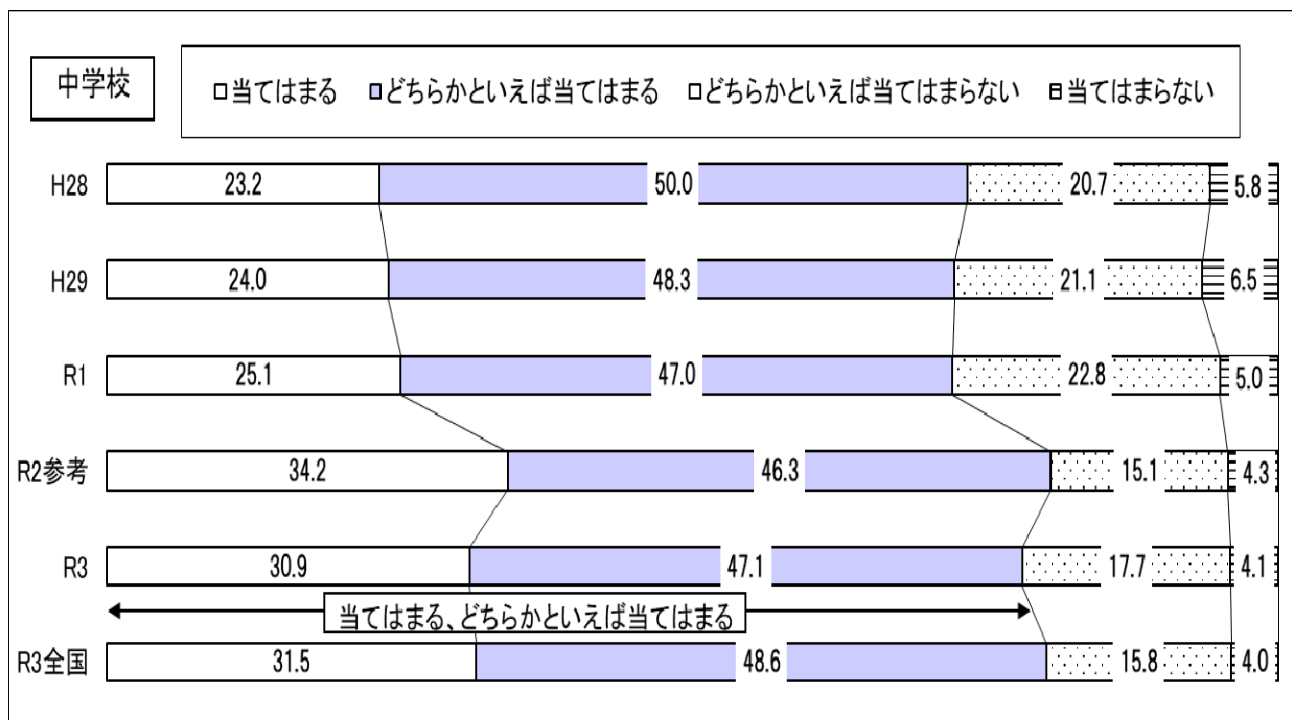
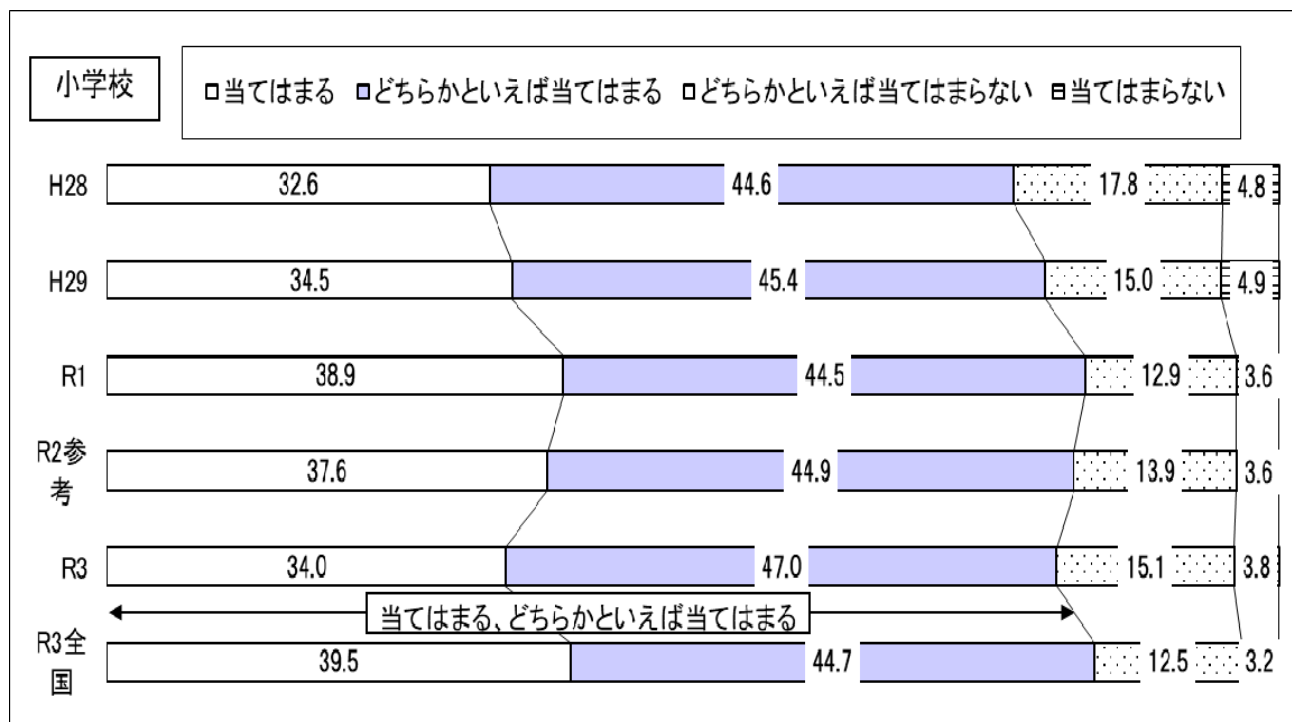


- 中学校では、国語・数学ともに、「1～4問正答」「5～8問正答」の分布割合が全国の分布割合を上回り、「9～12問正答」「13～16問正答」の割合が全国を下回った。無正答の分布割合は、数学で全国の分布割合を下回った。国語・数学ともに、全国の分布割合と比べて、正答数の低位層で分布割合が高くなっている。

## 5 学習状況調査の主な結果

### 国語の授業の内容がよくわかる【久留米市教育振興プラン重点1】

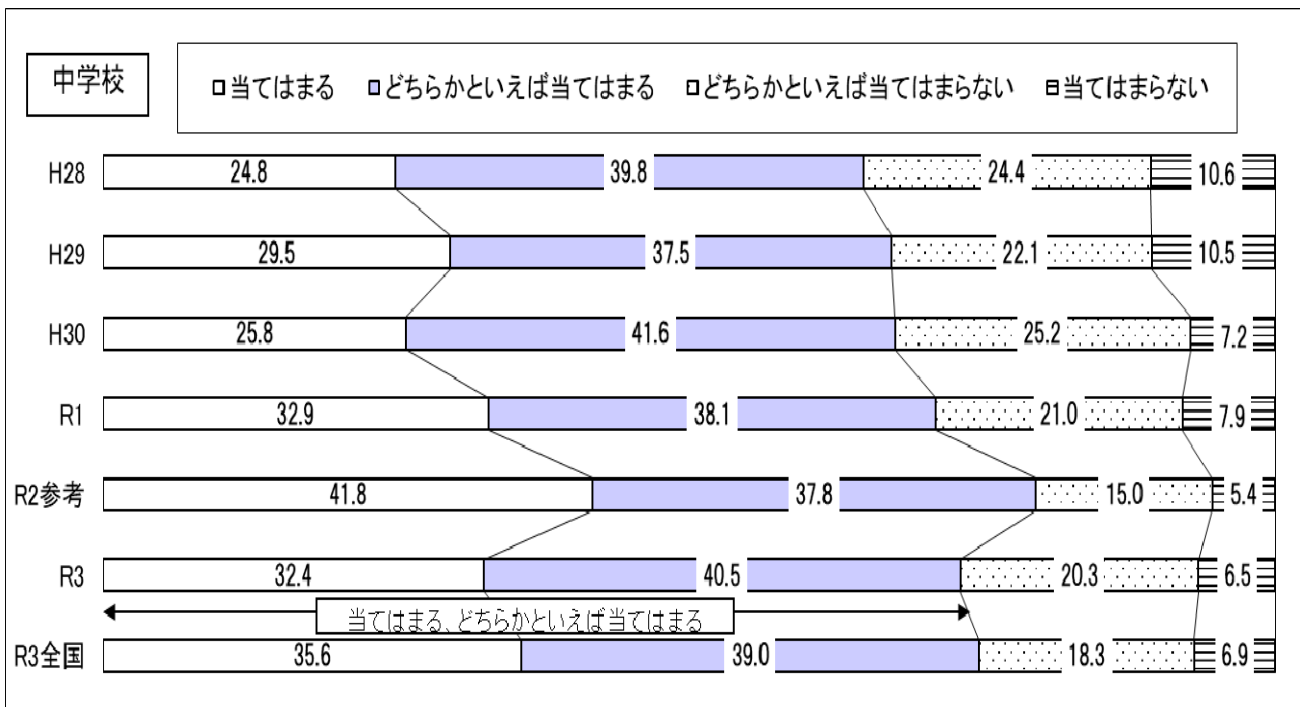
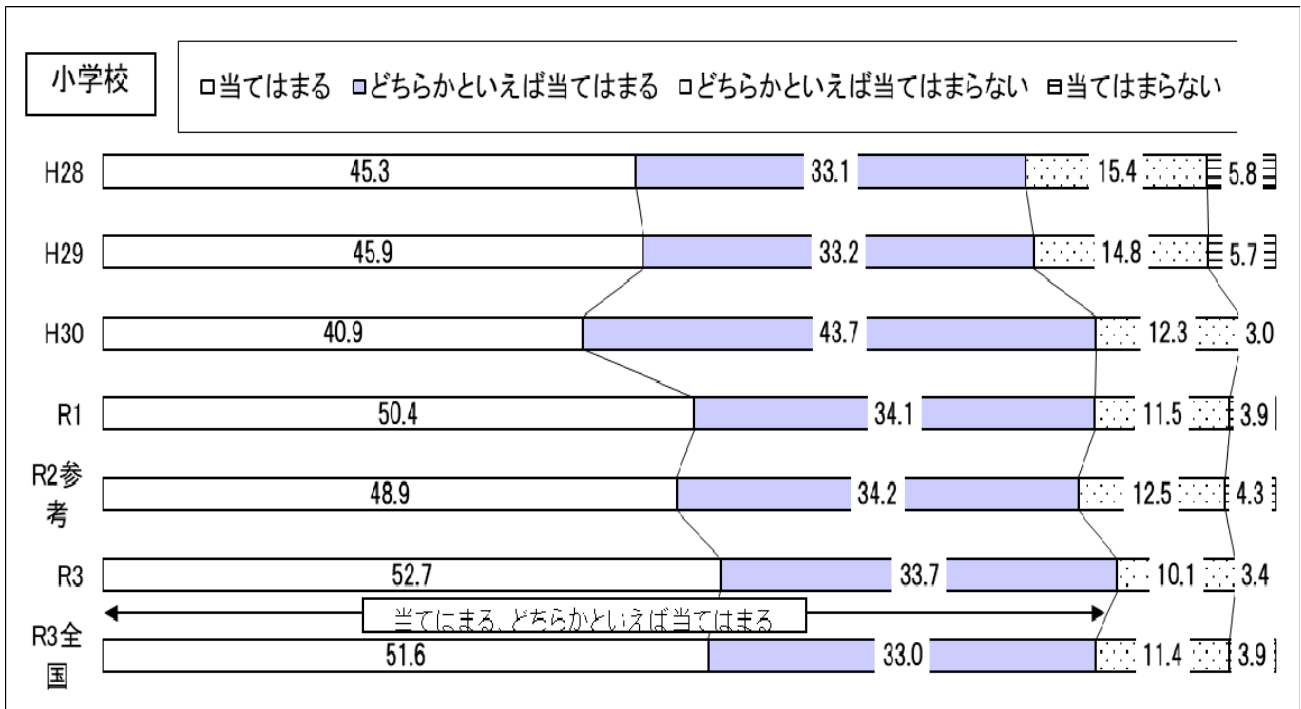
※ R2の数値は参考値。平成30年度は本設問はなし



- 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」という回答の割合が、小・中学校どちらも全国を下回っている。しかしながら、「当てはまらない」という回答率は、小・中学校どちらも年々減少している。

## 算数・数学の授業の内容がよくわかる【久留米市教育振興プラン重点1】

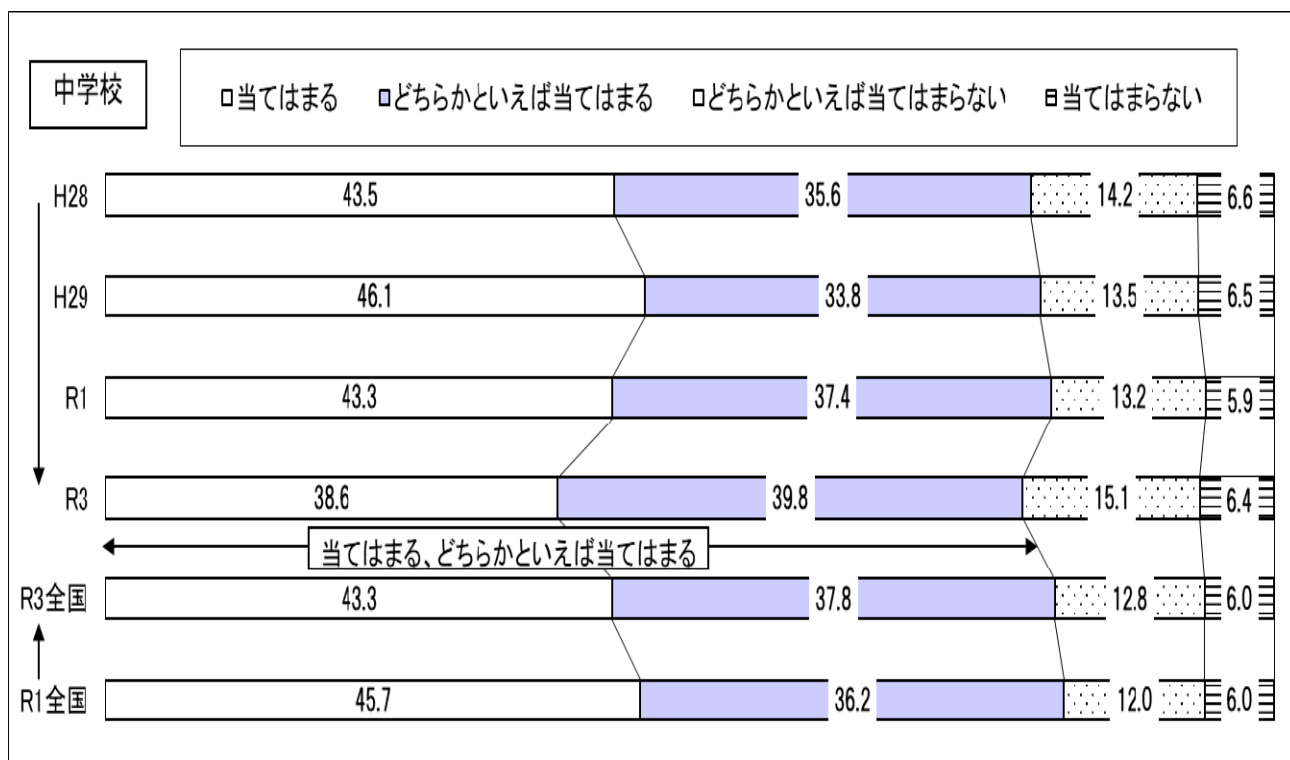
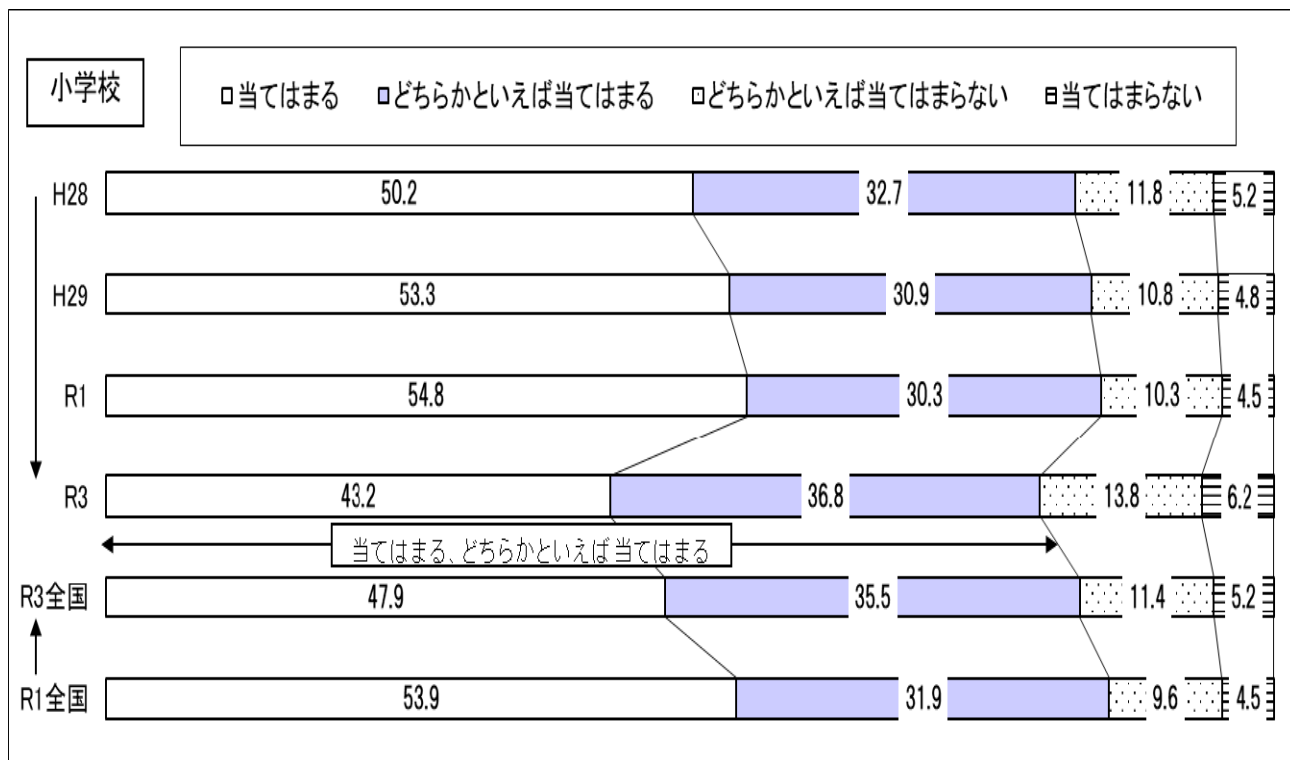
※ R2の数値は参考値



- 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」という回答の割合が、小学校では全国を上回っており、中学校は全国平均にあとわずかとなっている。また、「当てはまらない」という回答が、小・中学校ともに減少している。

## 学校に行くのは楽しいと思う【久留米市教育振興プラン重点2】

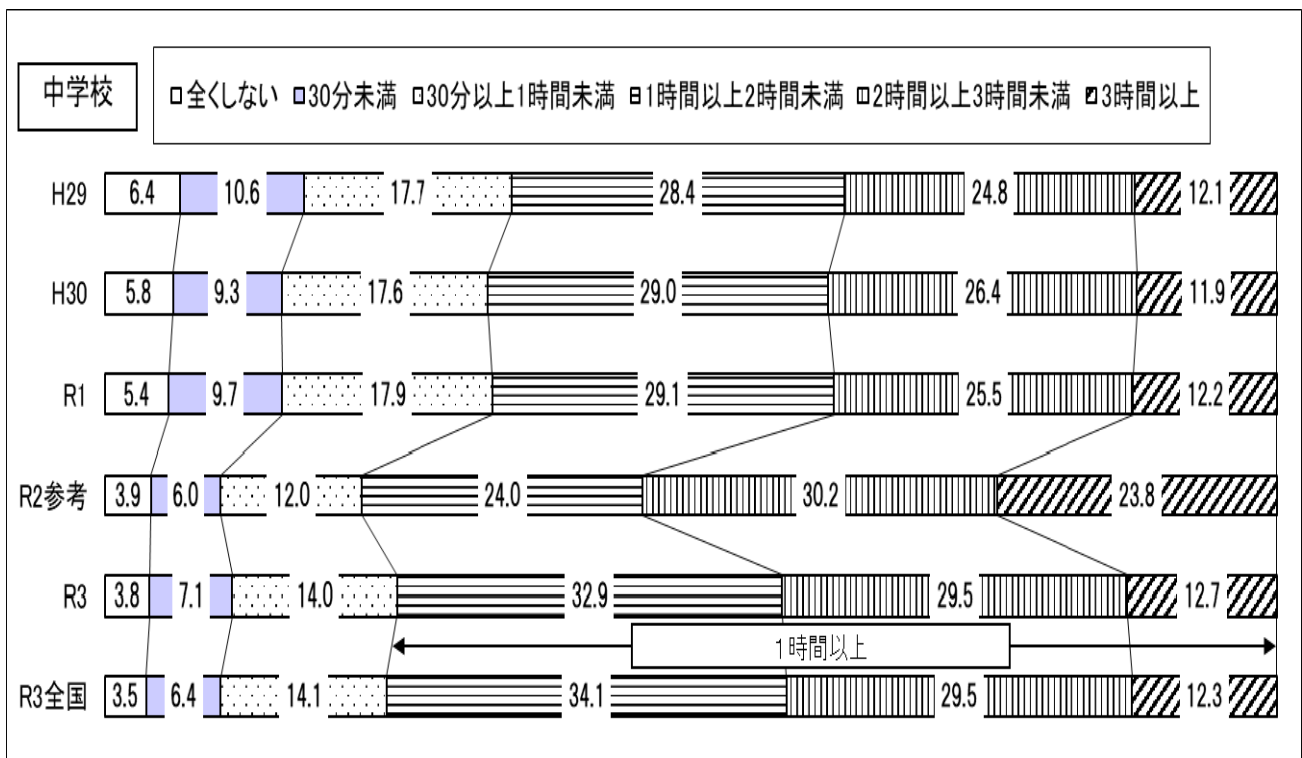
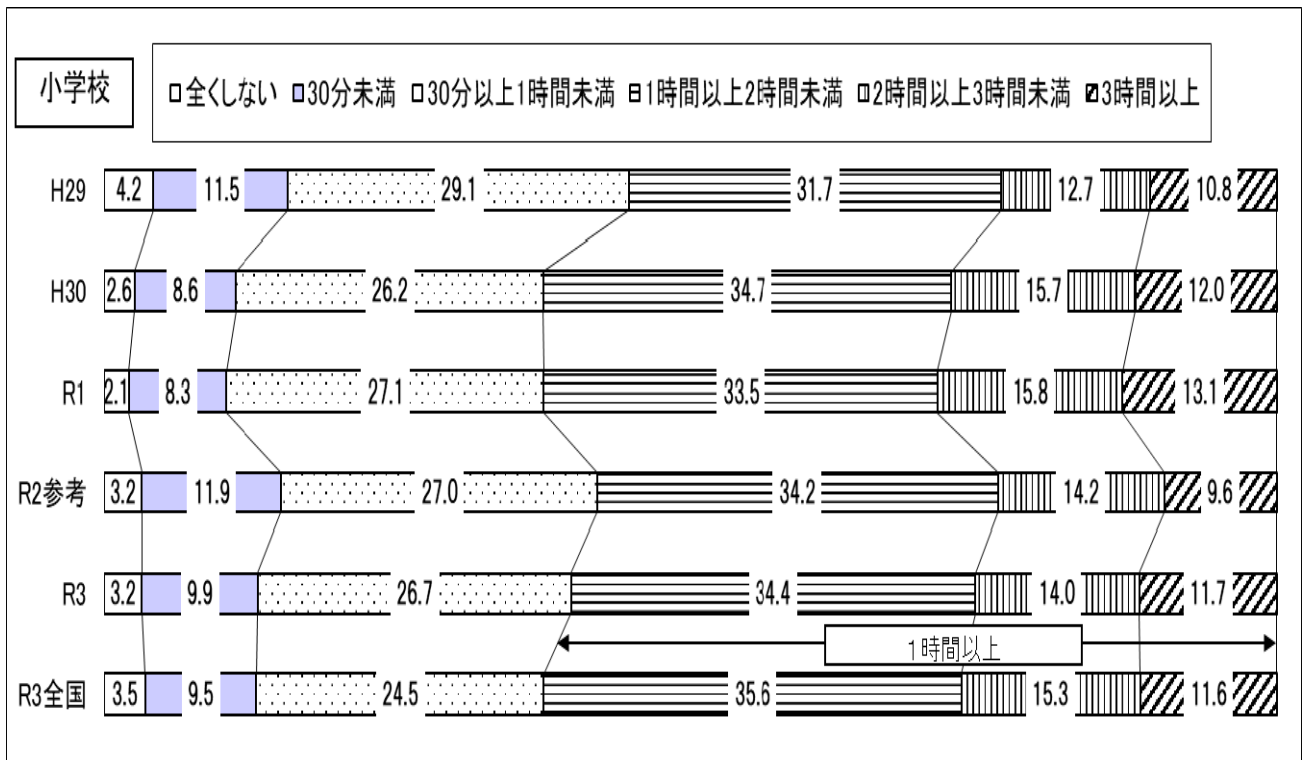
※ 平成30年度、令和2年度に本設問はなし



○ 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合が、小・中学校ともにR1より減少するなど、全国平均と同様の傾向がみられる。

平日の授業以外の学習時間（塾・家庭教師を含む）

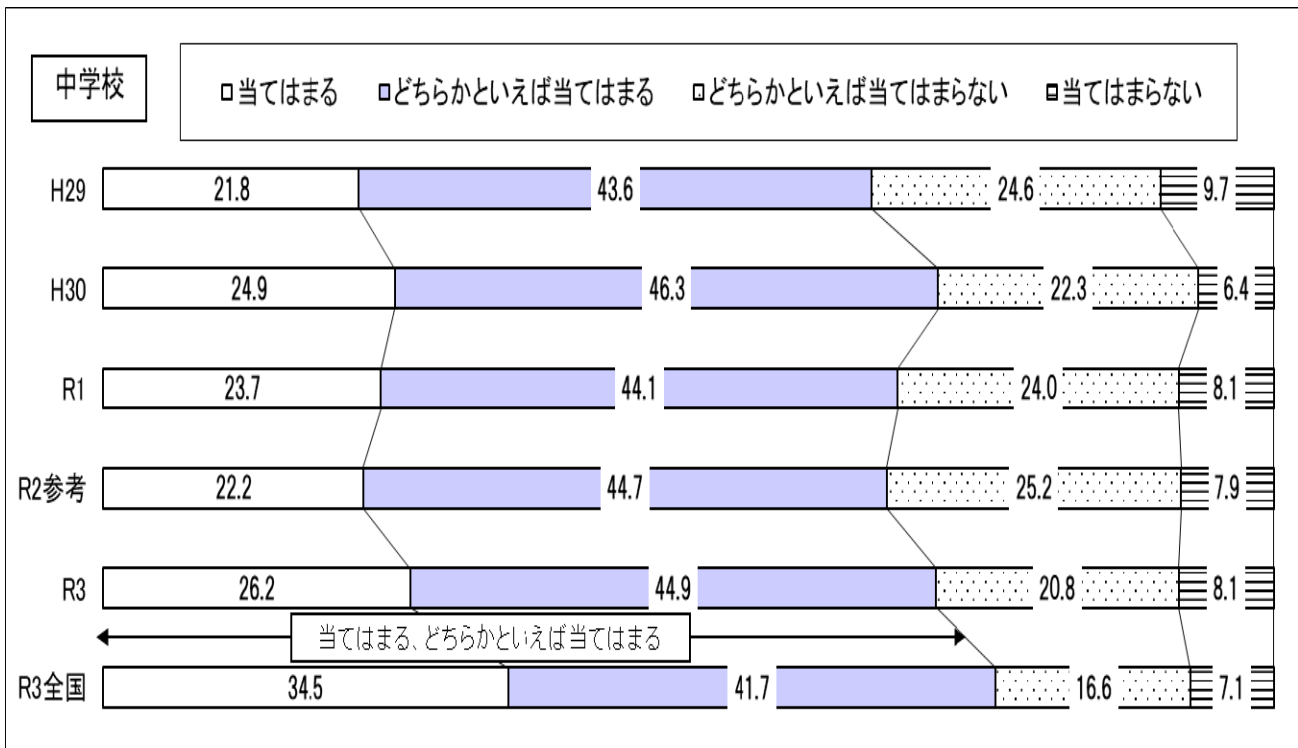
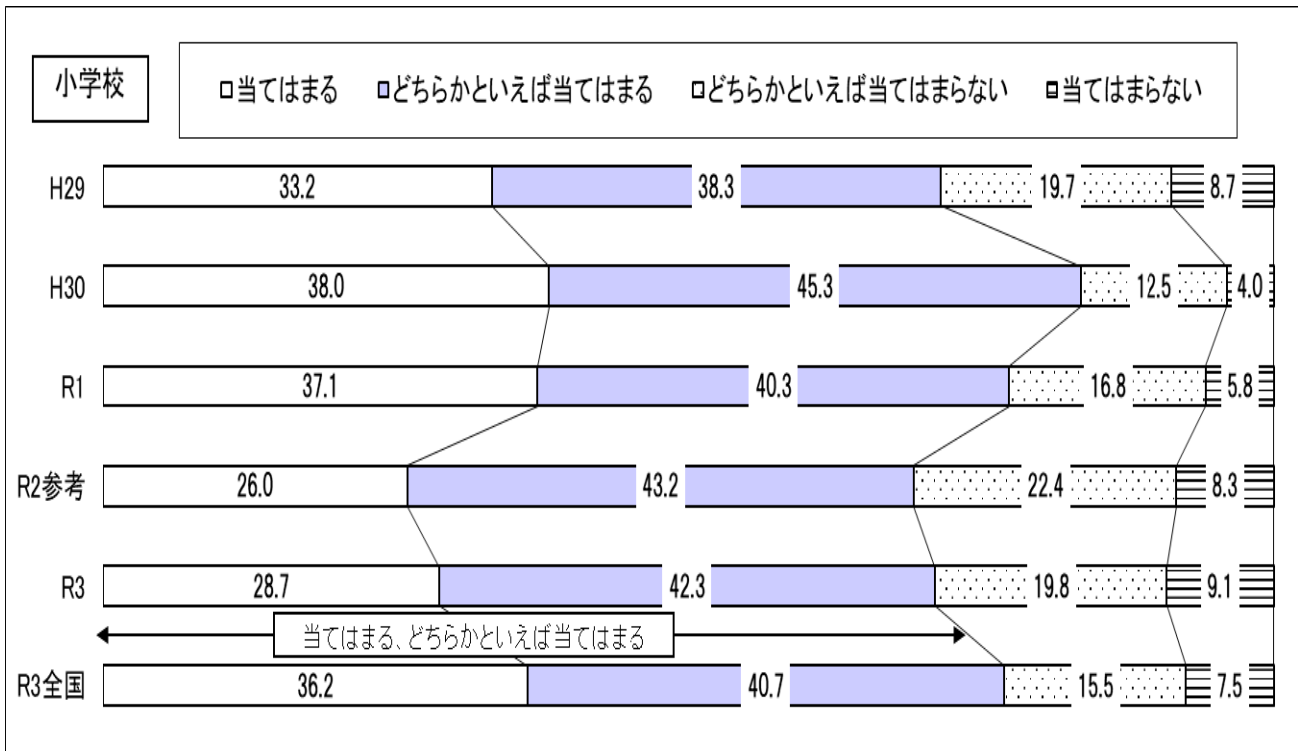
【久留米市教育振興プラン重点4】 ※ R2の数値は参考値



○ 1時間以上学習している児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国より下回るものの、中学校においては、R1よりも増加している。

## 自分にはよいところがある【久留米市教育振興プラン重点4】

※ R2の数値は参考値



- 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合は、R1と比べ小学校では減少し、中学校では増加しているが、小・中学校ともに、全国平均を下回っている。



## Ⅱ 久留米市学力・生活実態調査

### 1 調査概要

【小学校】	実施日	令和3年5月27日
	対象	小学校2・3・4年生（国語・算数）
【中学校】	実施日	令和3年4月15日
	対象	中学校1年生（国語・数学） 中学校2年生（国語・数学・英語）

### 2 結果について

		小学2年生		小学3年生		小学4年生	
		国語	算数	国語	算数	国語	算数
全国平均	A	76.9	83.0	72.1	75.5	69.3	70.9
久留米市平均	B	77.2	82.5	71.9	74.6	69.0	68.0
達成度	$B \div A \times 100$	100.4	99.4	99.7	98.8	99.6	95.9
全国との差 (R3)	C (B-A)	+0.3	▲0.5	▲0.2	▲0.9	▲0.3	▲2.9

		中学1年生		中学2年生		
		国語	数学	国語	数学	英語
全国平均	A	71.4	68.2	68.5	58.6	54.5
久留米市平均	B	67.5	64.8	66.2	56.4	49.4
達成度	$B \div A \times 100$	94.5	95.0	96.6	96.2	90.6
全国との差 (R3)	C (B-A)	▲3.9	▲3.4	▲2.3	▲2.2	▲5.1

#### 【結果からわかること】

- 小学2年生の国語は全国平均を上回ったが、それ以外の学年・教科はいずれも全国平均を下回った。
- 小学校の方が、中学校よりも全国との差が小さい傾向がある。
- 内容別に見ると、全体的に基礎よりも活用において達成度が若干低い傾向がある。
- 解答形式別に見ると、学年が上がるにつれて記述式の解答における達成度が低い傾向が見られた。また、文章による説明を求める記述問題においては、無解答の割合も高かった。

### Ⅲ 調査結果を踏まえた今後の取組

#### 【学力向上（授業改善）に向けた組織的な取組】

各学校は、調査結果分析と、分析結果を踏まえた学力向上プランの改善、組織的実働を行う。

市教委は、全市的な視点で調査結果を詳細に分析し、その分析を踏まえた研修会やサポート相談会を実施する。

#### 【学力低位層解消に向けた取組】

各学校は、学力低位層の正答率が低い問題を正答できるようにするための、基礎・基本の内容の確実な習得に向けた授業改善を行う。

市教委は、個別学習による教育 ICT の活用・学習ボランティアの活用などで支援する。

#### 【授業改善に向けた実践的指導力の向上を図る取組】

各学校は、児童生徒が自分の考えを作ったり根拠を説明し合ったり付加・修正したりする「くるめ授業スタンダード」の、校内での定着を図る。

市教委は、そのための校内研修への指導主事派遣による指導を行う

#### 【家庭学習習慣定着に向けた取組】

各学校は、生活実態調査の結果分析を踏まえ、家庭学習習慣の定着・強化に向け、家庭学習の時間を確保したりスローメディアに取り組んだりする家庭・地域との連携・協力を進める。

市教委は、各学校の学力実態を踏まえ、家庭・地域との連携・協力についての指導・助言を行う。

#### 【非認知的能力の視点からの学力向上に向けた取組】

各学校は、「自分にはよいところがある」などの自己有用感の向上に向けて「キャリア・パスポート」を活用し、子どもの努力や伸びを認めるよう日々の授業に取り組む。

市教委は、自己有用感などの非認知的能力の視点からの学力分析について、校内研修の機会等で指導・助言を行う。